

議事要旨(3)リース会計専門委員会における検討状況について

小賀坂専門委員より、資料「審議事項(3)-1 リース会計専門委員会の審議状況の報告」、
「審議事項(3)-2 所有権移転外ファイナンス・リースが各財務諸表項目に与える影響」に
基づき、これまでのリース会計専門委員会における検討状況に関して説明がなされた。

重点的に説明がなされた項目は、以下のとおりである。

- 借手において定額的に費用計上する場合の重要性の判断規準
未経過リース料期末残高相当額に重要性がない場合には、借手は利息法によらずに定額的に費用計上する方法を事務局提案としている。その際、賃貸借処理に準じて処理している所有権移転外ファイナンス・リースを仮に売買に準じた処理に変更した場合の財務諸表へ及ぼす影響度合を重要性の判断規準として考え、実態調査の結果に関して説明がされた。
- 貸手の会計処理
原則的にはリース料総額とリース物件の差額は、利息法によりリース期間に配分することとし、簡便的に定額でリース期間に配分する、という事務局案が説明された。
また、会計基準の適用初年度の取扱いに関しては、貸手としてのリース取引に重要性がない場合は、適用前に開始されたリース取引に関しては、引き続き賃貸借取引に準じた会計処理を採用することを認めてはどうか、という事務局案が説明された。

専門委員会での議論の内容、進め方について確認の質疑応答が行われた。

- リース資産及びリース負債のオンバランス化に関して商法（会社法）上の問題点を検討している論文が最近見られるところだが、検討してはどうかという意見が出された。この点に関しては、事務局内で検討し、取り上げる必要があると判断されれば、事務局より報告することとされた。